

しんきん空き家解体ローン「解・体・新・所。」((一社) しんきん保証基金)

<p>ご利用いただける方</p>	<p>①～④のすべての条件を満たす方</p> <p>① 当金庫の営業地区内に居住または勤務する個人、個人事業主の方</p> <p>② 申込時年齢が満20歳以上の方</p> <p>③ 安定継続した収入がある方</p> <p>④ 保証会社である(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>上記①～④に加えて、以下を満たす方は、保証料率が低廉な無担保住宅ローンプライムがご利用になれます。</p> <p>次のいずれかを満たす方</p> <p>① 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方</p> <p>② 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方</p> <table border="1" data-bbox="375 896 1468 1411"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。</td> <td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン	条件	a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内	b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
	対象ローン	条件								
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から6ヵ月以上経過 ・完済して3年以内								
b	すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(無担保住宅ローンプライムの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)								
<p>お使いみち</p>	<p>① 更地にするための空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含む)</p> <p>※①は、お申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限りお支払済の資金(工事請負契約時にお支払する手付金・契約金に限る)もご利用できます。</p> <p>② お申込人が①を資金使途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等からお借り入れされたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申込人またはそのご親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと <p>【留意事項】</p> <p>次のいずれかに該当するものは、本商品の対象になりません。</p>									

	<p>○お支払先が、お申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○お支払先が、お申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>
お借入金額	500万円以内
お借入期間	3カ月以上20年以内
お借入金利	<p>・変動金利型となります。</p> <p>※お借入金利は、申込日の金利が適用されます。金利情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。</p> <p>・次の条件をすべて満たす場合は、特別金利が適用されます。</p> <p>○当金庫で口座振替を2科目以上行っている方（同時契約可）</p> <p>○当金庫でカードローン契約のある方（同時契約可）</p> <p>・特別金利の条件に加えて、当金庫と連携する各市町村が定める空き家除去促進事業の補助金対象となる方は、特別金利より低廉な優遇金利が適用されます。</p> <p>※優遇金利の対象となる当金庫と連携した市町村については、当金庫の営業店窓口にてご確認ください。</p> <p>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。</p> <p>・現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>
ご返済方法	<p>毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6カ月以内）</p> <p>※ご融資金額の50%以内につき6カ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます。</p>
担保・保証人	不要（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証します）
保証料	お借入金利に含みます。
遅延損害金	ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。（1年365日とする日割り計算）
事務手数料	不要です。
繰上返済	全部・一部繰上返済に伴う手数料は不要です。
団体生命保険	<p>お申込人の任意となります。</p> <p>※団体信用生命保険を付保される場合は、当金庫所定の保険料率が金利に加算されます。</p>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話:096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話:099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管</p>

	<p>調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・ ご融資金は、お支払先（工事契約先、借換え対象ローンの貸出金融機関等）に振込していただきます。（支払済資金は除く）。 ・ 店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人確認書類（写） ・ 年収確認書類（申込金額 100 万円以下の場合には不要です） <ul style="list-style-type: none"> ○所得証明書（公的機関の発行するもの） ○源泉徴収票 ○確定申告書控 など ・ 対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から 3 ヶ月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ※ お使いみちが②の場合は不要です。 ※ 「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ・ 支払済資金の場合は、領収書、通帳等 ・ 資金使途確認資料（写） <ul style="list-style-type: none"> 見積書、注文書、工事請負契約書等、資金使途が確認できる書類 ・ 借換えの場合は、対象ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ・ 優遇金利を適用する場合は、補助金の交付決定が確認できる書類（写）